

9 基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-------------------|--------------|---|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | 規格54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | 規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。） |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 規格61.2、61.3又は61.4に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | 付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 付表2に掲げる方法 |
| P C B | 検出されないこと。 | 付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 | 付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 | 付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | 付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L以下 | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 | 硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 | 規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L以下 | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法 |
| 1,4-ジオキサソ | 0.05mg/L以下 | 付表7に掲げる方法 |

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(平成5年11月19日政令371)に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値 (湖沼を除く)

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----|-------------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素 要求量(BOD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | - |
| D | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | - |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が認 められないこと。 | 2mg/L 以上 | - |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----|-------------------------------------|----------------|----------------|------------------|------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/1以下 | 1mg/1以下 | 7.5mg/1以上 | 50MPN/ 100ml以下 |
| A | 水道2, 3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/1以下 | 5mg/1以下 | 7.5mg/1以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 |
| B | 水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/1以下 | 15mg/1以下 | 5mg/1以上 | — |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/1以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/1以上 | — |

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2, 3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|-----|--|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/1以下 | 0.005mg/1以下 |
| II | 水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/1以下 | 0.01 mg/1以下 |
| III | 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/1以下 | 0.03 mg/1以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/1以下 | 0.05 mg/1以下 |
| V | 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1 mg/1以下 | 0.1 mg/1以下 |

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域の類型指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

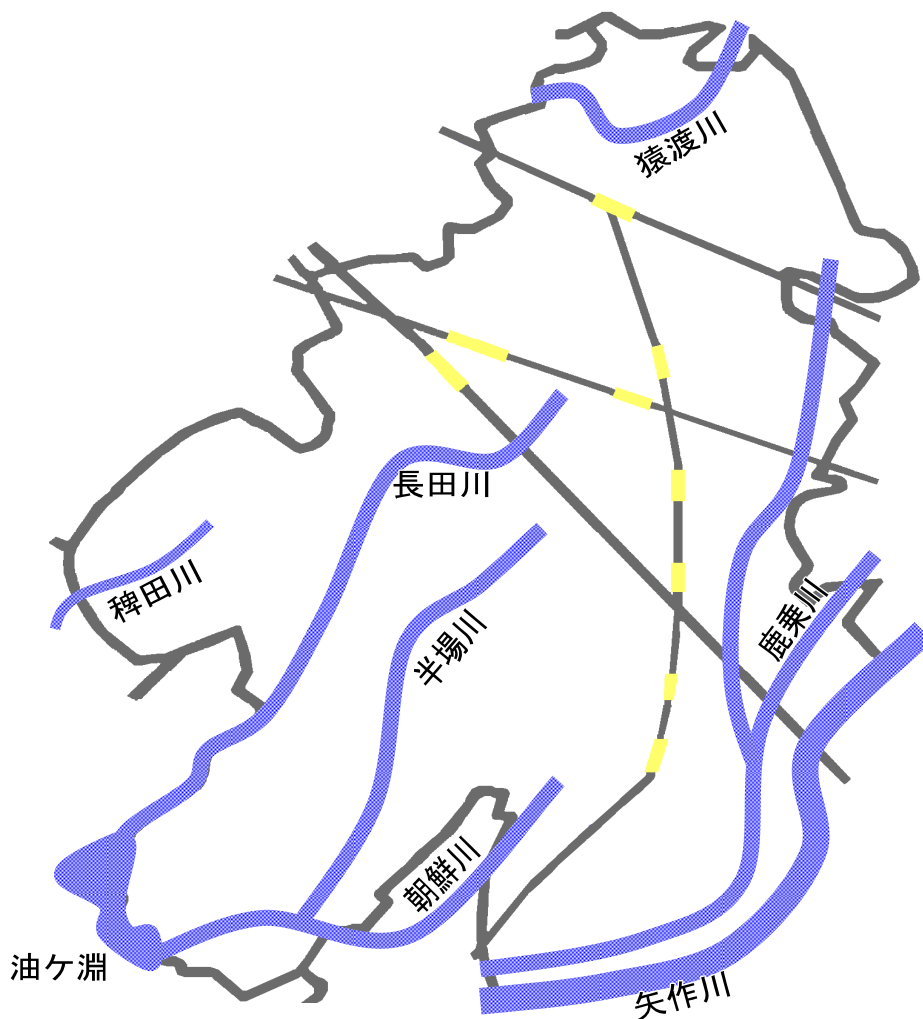
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

(3) 環境基準に係る水域類型の指定

| 水 域 名 | 該当類型 | 達成期間 | 水域区分 | 備 考 |
|-----------------------------------|------|------|-------|--|
| 矢作川上流(1) (矢作ダムより上流の矢作川) | AA | イ | 矢作川水域 | 昭和48年3月30日 愛知県告示 昭和45年9月1日 閣議決定 |
| 矢作川上流(2) (矢作ダムから 明治用水頭首口まで) | A | イ | | |
| 矢作川下流 (明治用水頭首口より下流) | B | イ | | |
| 鹿乗川(全域) | C | ロ | 境川等水域 | 昭和50年3月31日 愛知県告示 昭和45年9月1日閣議決定 平成10年3月31日 愛知県告示 昭和45年9月1日 閣議決定 平成25年12月24日 愛知県告示 |
| 猿渡川(全域) | D | ハ | | |
| 朝鮮川(全域) | C | イ | | |
| 半場川(全域) | C | ロ | | |
| 長田川(全域) | C | ロ | | |
| 稗田川(全域) | C | ロ | | |
| 油ヶ淵(全域) | 湖沼B | イ | | |

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成



(4) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

| 地域の類型 | | 基準値 | |
|-------|------------------------|-------------|---------------|
| | | 昼間（6時～22時） | 夜間（22時～翌日の6時） |
| A類型 | 1種低住、2種低住 1種中住、2種中住 | d B以下 55 | d B以下 45 |
| B類型 | 1種住居、2種住居 準住居、調整区域 | | |
| C類型 | 近隣商業、商業 準工、工業 | 60 | 50 |

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

| 地域の区分 | | 基準値 | |
|-------------------------------|--|------------|---------------|
| | | 昼間（6時～22時） | 夜間（22時～翌日の6時） |
| A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | | 60 d B以下 | 55 d B以下 |
| B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | | 65 d B以下 | 60 d B以下 |
| C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域 | | | |

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|---|---------------|
| 昼間（6時～22時） | 夜間（22時～翌日の6時） |
| 70 d B以下 | 65 d B以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 d B以下、夜間にあつては40 d B以下）によることができる。 | |

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 - ②上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
 - ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(5) 特定工場等に係る規制基準

| 時間の区分 | | | 騒音 (d B) | | | 振動 (d B) | |
|-------|-------|-------------------------|----------|------------------|---------------|----------|---------------|
| 地域の区分 | | | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 騒音規制法 | 振動規制法 | 条 例 | 8時～19時 | 6時～8時 19時～22時 | 22時～ 翌日の6時 | 7時～20時 | 20時～ 翌日の7時 |
| 第1種区域 | 第1種区域 | 1種低住、1種中住、 2種低住、2種中住 | 45 | 40 | 40 | 60 | 55 |
| 第2種区域 | | 1種住居、2種住居、 準住居 | 50 | 45 | 40 | 65 | 55 |
| 第3種区域 | 第2種区域 | 調整区域 | 60 | 55 | 50 | 65 | 60 |
| 第4種区域 | | 近隣商業、商業、準工 業 | 65 | 60 | 50 | | |
| | | 工専 | 70 | 65 | 60 | 70 | 65 |
| | | 都市計画区域以外の地域 | 75 | 75 | 70 | 75 | 70 |
| | | | 60 | 55 | 50 | 65 | 60 |

(6) 自動車騒音に係る要請限度

| 区 域 の 区 分 | | | 基 準 値 | |
|------------------|-------------------------|-------|------------------------------|-------------------------|
| | | | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～翌日の6時) |
| a | 1種低住、2種低住、 1種中住、2種中住 | 1車線 | 65 <small>d B 以下</small> | 55 <small>d B以下</small> |
| | | 2車線以上 | 70 | 65 |
| b | 1種住居、2種住居、 準住居、調整区域 | 1車線 | 65 | 55 |
| | | 2車線以上 | 75 | 70 |
| c | 近隣商業、商業 準工、工業 | 1車線 | 75 | 70 |
| | | 2車線以上 | 75 | 70 |
| 幹線交通を担う道路に近接する区域 | | | 75 | 70 |

(注) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による処置をとるよう要請することができる基準をいう。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

| 区域区分 | | 昼間 (7～20時) | 夜間 (20～翌日の7時) |
|------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 第1種 | 1種低住、2種低住、1種中住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居、 | 65 <small>d B 以下</small> | 60 <small>d B以下</small> |
| 第2種 | 調整区域、近隣商業、商業、準工、工業 | 70 | 65 |

(8) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 | |
|--|---|---|
| | 環境基準 | 評価方法 長期的評価 |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、0.06ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m ³ に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 | 1 日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから 2% の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | 年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価した。 |
| ベンゼン (C ₆ H ₆) | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 | |
| トリクロロエチレン (C ₂ HCl ₃) | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン (C ₂ HCl ₄) | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 | |

| 物質 | 環境上の条件 | | |
|---------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| | 環境基準 | 評価方法 | |
| | | 長期的評価 | 短期的評価 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 | 1 日平均値の年間 98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。 |

(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

(ア) 敷地境界線における規制基準

| 規制地域の区分 | 第1種地域 | 第2種地域 | 第3種地域 |
|---------|-------|-------|-------|
| 臭気指数 | 1.2 | 1.5 | 1.8 |

(イ) 煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が①(ア)の敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値

(ウ) 排水口からの排水に係る規制基準

| 規制地域の区分 | 第1種地域 | 第2種地域 | 第3種地域 |
|---------|-------|-------|-------|
| 臭気指数 | 2.8 | 3.1 | 3.4 |

(注) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気(試料が水の場合は無臭の水)で希釈した時の希釈倍数(臭気濃度)から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 1.0 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数1.0:ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数1.2~1.5:気をつければ分かる臭気(希釈倍数1.6~3.2倍)

臭気指数1.8~2.1:らくに感知できる臭気(希釈倍数6.3~12.6倍)

②規制地域

第1種地域:1種低住、1種・2種中高住、1種住居、準住居、商業、近隣商業、準工業地域

第2種地域:工業地域

第3種地域:工業専用地域及び市街化調整区域

(10) 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|------------------|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐（りん） | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒（ひ）素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 備考 | <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> |